

## 保育人材確保対策貸付事業補助金等交付要綱

平成 28 年 3 月 16 日 局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市私立保育園連盟が行う保育人材確保対策貸付事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象者)

第 2 条 公益社団法人神戸市私立保育園連盟

### (対象経費)

第 3 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が事業完了までに実施するに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育人材確保対策貸付事業の貸付額に相当する経費
- (2) その他保育人材確保対策貸付事業の実施に要する経費

### (補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内を限度とする。

### (交付申請)

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書

### (交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後すみやかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第7条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。